

2024年3月26日

桐生信用金庫

お客さま各位

群馬県内4金融機関における相続手続きの共通化について

桐生信用金庫（理事長 津久井 真澄）、群馬銀行（頭取 深井 彰彦）は、高崎信用金庫（理事長 片山 政明）、しののめ信用金庫（理事長 横山 慶一）と、お客さまの利便性向上を図るため、預金等の相続手続きに関する取り扱いを、下記のとおり共通化いたしますのでお知らせします。

当金庫では、今後もお客さまのご要望にお応えできるよう、より一層のサービスの向上に努めてまいります。

記

1. 共通化の目的

相続手続きにおいて、金融機関ごとに書式や記入方法、ご提出いただく確認書類が異なる等の煩雑さを解消し、お客さまのご負担を軽減できるよう共通化いたします。

2. 共通化の概要

- （1）お客さまにご記入いただく相続関係書類の共通化
- （2）お客さまからご提出いただく確認書類の共通化

3. 実施日

2024年4月1日（月）

4. その他

- （1）本件は相続手続きを共同で行うものではないため、これまで同様、各金融機関への書類の提出は必要となります。また、被相続人さまのお取引内容によっては、お手続きが一部相違する場合がございます。
- （2）現在お手続き中の「相続手続依頼書」については、共通化以降も引き続きお受けいたします。
- （3）当金庫では、今後、群馬県内の他の金融機関にも参加を呼びかけ、対象金融機関の拡大によるお客さまの一層の利便性の向上を目指してまいります。

以上

本件に関するお問い合わせ先

桐生信用金庫 デジタル推進部

TEL：0276-45-8188

 桐生信用金庫